

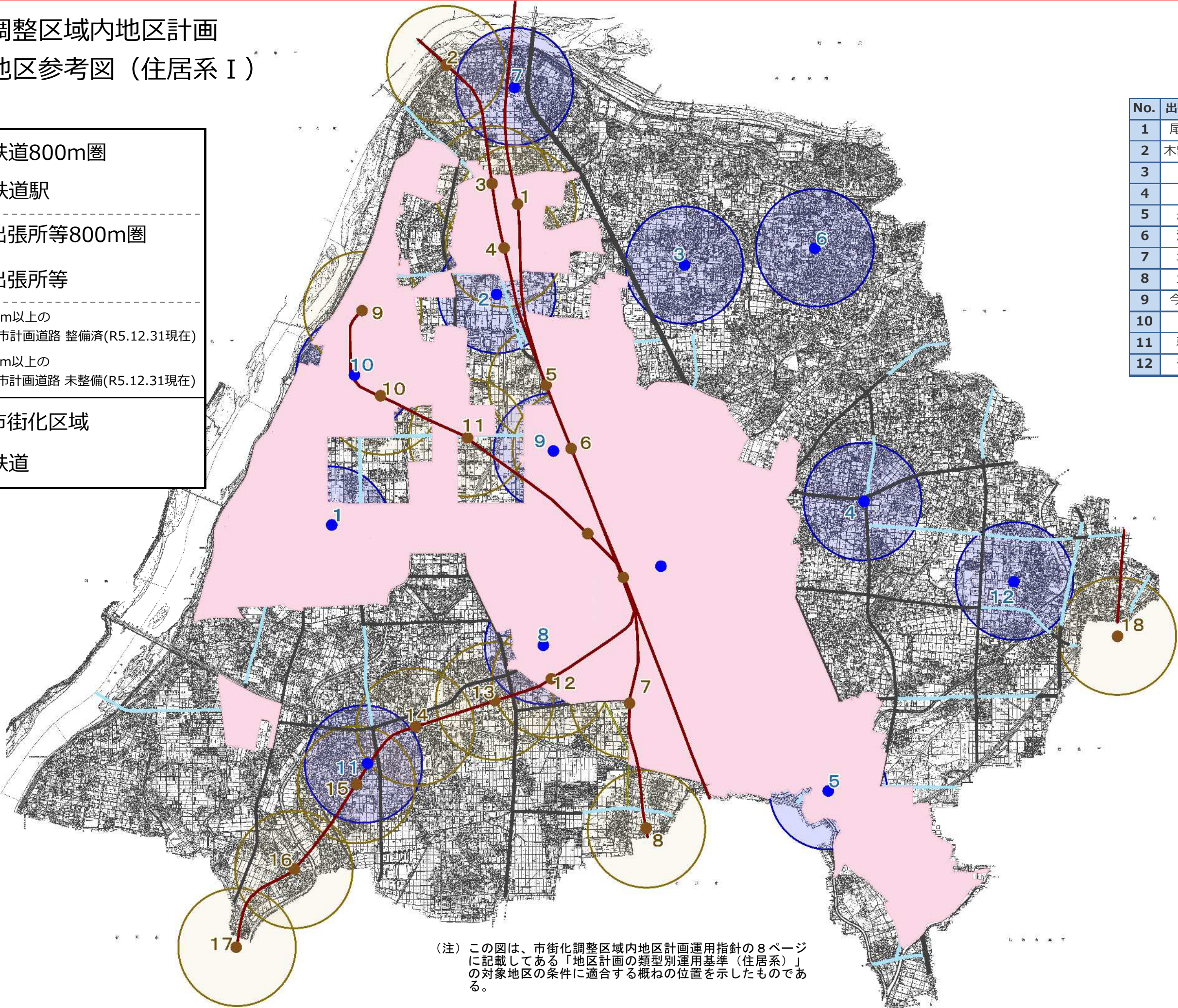
市街化調整区域内地区計画
対象地区参考図（住居系Ⅰ）
凡例

	鉄道800m圏
	鉄道駅
	出張所等800m圏
	出張所等
	16m以上の 都市計画道路 整備済(R5.12.31現在)
	16m以上の 都市計画道路 未整備(R5.12.31現在)
	市街化区域
	鉄道

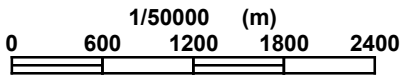
鉄道駅周辺型
地域拠点地区型

No.	出張所等名
1	尾西庁舎
2	木曽川庁舎
3	葉栗
4	西成
5	丹陽町
6	浅井町
7	北方町
8	大和町
9	今伊勢町
10	奥町
11	萩原町
12	千秋町

No.	鉄道駅名
J R 東海道本線	
1	木曽川
名鉄本線	
2	木曽川堤
3	黒田
4	新木曽川
5	石刀
6	今伊勢
7	妙興寺
8	島氏永
名鉄尾西線	
9	玉ノ井
10	奥町
11	開明
12	観音寺
13	苅安賀
14	二子
15	萩原
16	玉野
17	山崎
名鉄犬山線	
18	石仏



（注）この図は、市街化調整区域内地区計画運用指針の8ページに記載してある「地区計画の類型別運用基準（住居系Ⅰ）」の対象地区の条件に適合する概ねの位置を示したものである。



市街化調整区域内地区計画

対象地区参考図（住居系Ⅱ）

凡例

鉄道駅800m圏

鉄道駅

出張所等800m圏

出張所等

小・中学校500m圏

小・中学校(公立)

60便/日以上が発着する
バス停留所500m圏

60便/日以上が発着する
バス停留所

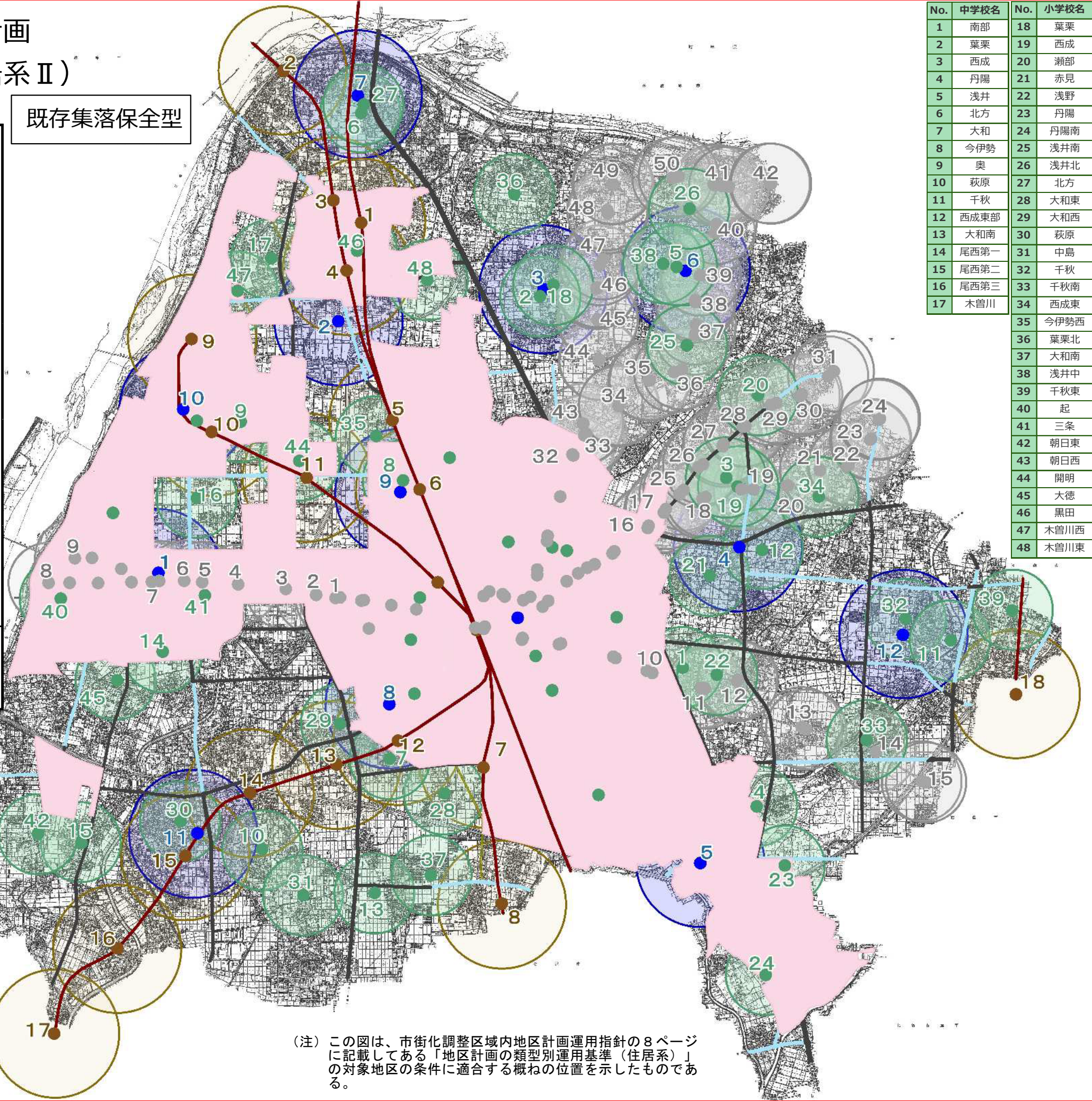
16m以上の
都市計画道路 整備済(R5.12.31現在)

16m以上の
都市計画道路 未整備(R5.12.31現在)

市街化区域

鉄道

既存集落保全型



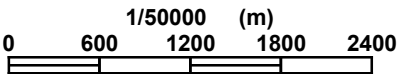
(注) この図は、市街化調整区域内地区計画運用指針の8ページに記載してある「地区計画の類型別運用基準（住居系）」の対象地区の条件に適合する概ねの位置を示したものである。

No.	中学校名	No.	小学校名
1	南部	18	葉栗
2	葉栗	19	西成
3	西成	20	瀬部
4	丹陽	21	赤見
5	浅井	22	浅野
6	北方	23	丹陽
7	大和	24	丹陽南
8	今伊勢	25	浅井南
9	奥	26	浅井北
10	萩原	27	北方
11	千秋	28	大和東
12	西成東部	29	大和西
13	大和南	30	萩原
14	尾西第一	31	中島
15	尾西第二	32	千秋
16	尾西第三	33	千秋南
17	木曽川	34	西成東
		35	今伊勢西
		36	葉栗北
		37	大和南
		38	浅井中
		39	千秋東
		40	起
		41	三条
		42	朝日東
		43	朝日西
		44	開明
		45	大徳
		46	黒田
		47	木曽川西
		48	木曽川東

No.	バス停名	No.	バス停名
起線(名鉄バ ^ス)		一宮・宮田線 (名鉄バ ^ス)	
1	馬引	32	中島通三丁目
2	馬引西	33	佐千原
3	竜屋	34	いずみ学園前
4	尾張三条	35	西浅井
5	尾西公園前	36	浅井
6	中通り	37	西海戸
7	尾西庁舎	38	大日比野
8	起	39	前野
9	濃尾大橋口	40	尾関
一宮・岩倉線 (名鉄バ ^ス)		41	河田黒岩
10	馬見塚	42	宮田口
11	浅野公園前	一宮・川島線 (名鉄バ ^ス)	
12	水法	32	中島通三丁目
13	羽根	43	東佐千原
14	元小山	44	一宮自動車 学校前
15	かぶら池	45	島村口
江南団地線 ・古知野線 (名鉄バ ^ス)		46	島村
16	両郷町	47	若栗神社前
17	出屋敷	48	一宮北高校口
18	嵐	49	笹野
19	西大海道	50	大野
20	宅美神社前	41	河田黒岩
21	子どもの家 ともいき前		
22	春明		
23	春明住宅前		
24	上奈良南		
25	若年		
26	大山町		
27	時之島南		
28	時之島		
29	瀬部		
30	金比羅前		
31	島宮		

No.	出張所等名
1	尾西庁舎
2	木曽川庁舎
3	葉栗
4	西成
5	丹陽町
6	浅井町
7	北方町
8	大和町
9	今伊勢町
10	奥町
11	萩原町
12	千秋町

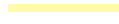
No.	鉄道駅名
J R東海道本線	
1	木曽川
名鉄本線	
2	木曽川堤
3	黒田
4	新木曽川
5	石刀
6	今伊勢
7	妙興寺
8	島氏永
名鉄尾西線	
9	玉ノ井
10	奥町
11	開明
12	観音寺
13	菊安賀
14	二子
15	萩原
16	玉野
17	山崎
名鉄犬山線	
18	石仏

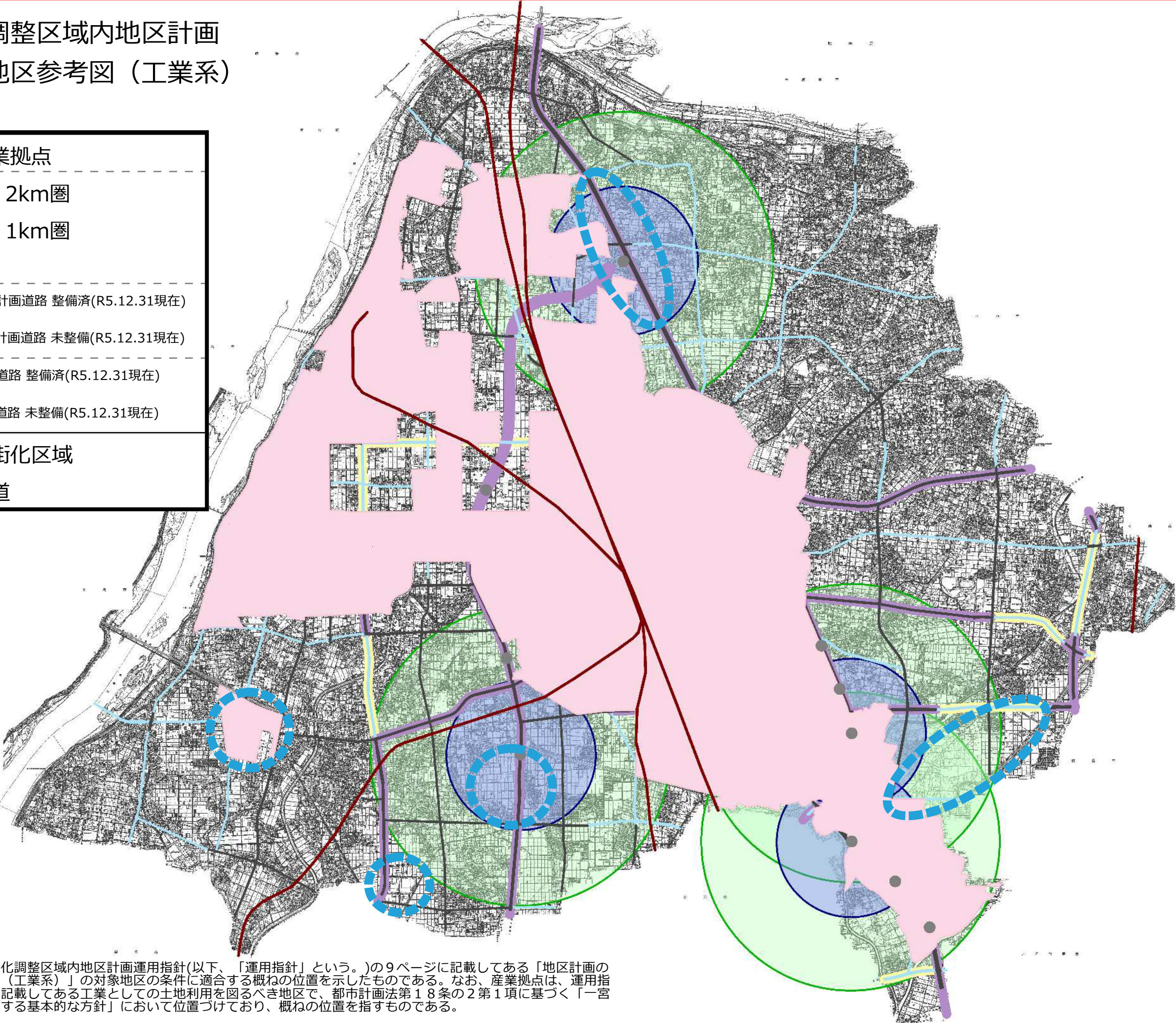


市街化調整区域内地区計画

対象地区参考図（工業系）

凡例

	産業拠点
	I.C 2km圏
	I.C 1km圏
	I.C
	都市計画道路 整備済(R5.12.31現在)
	都市計画道路 未整備(R5.12.31現在)
	幹線道路 整備済(R5.12.31現在)
	幹線道路 未整備(R5.12.31現在)
	市街化区域
	鉄道



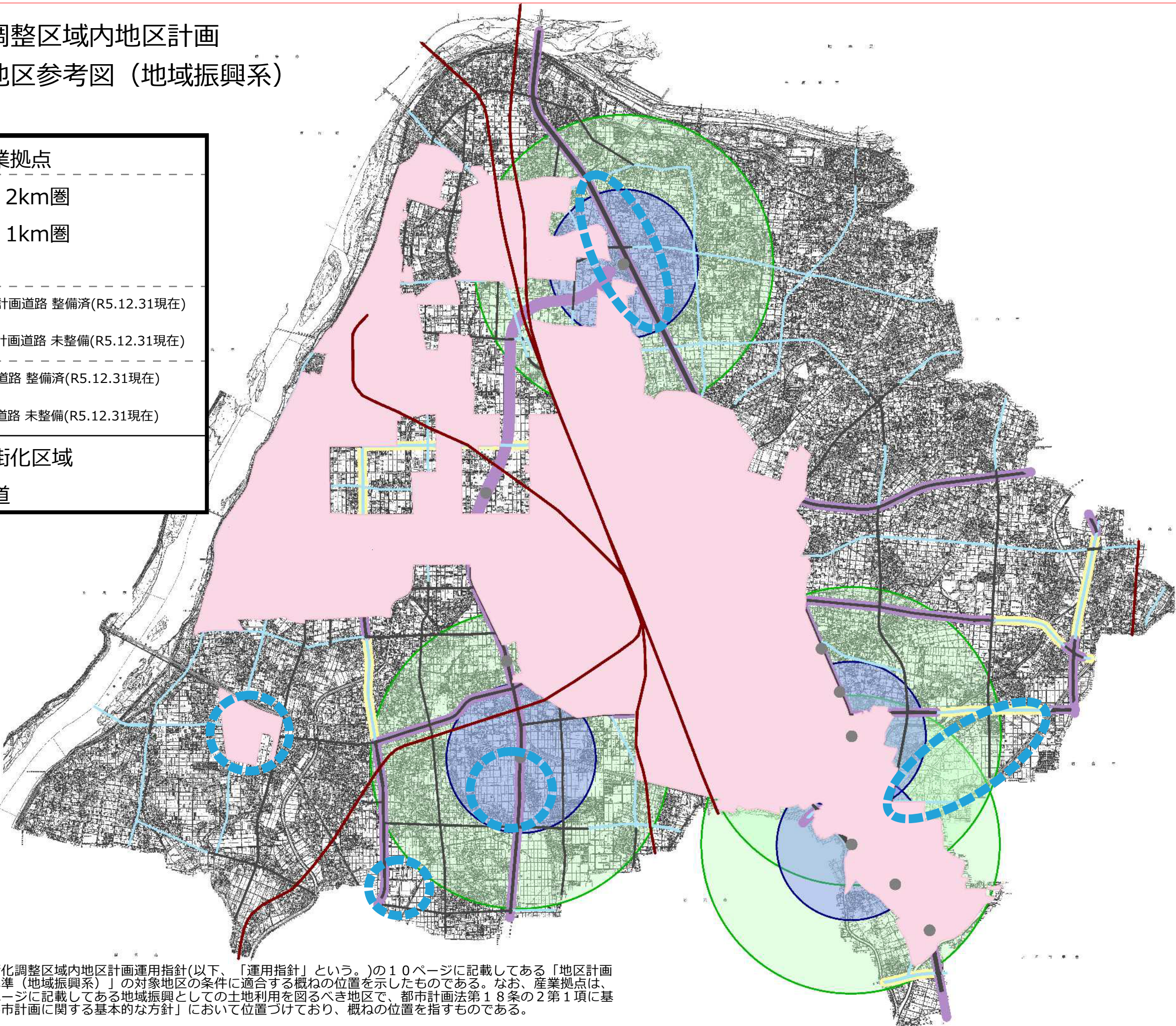
(注) この図は、市街化調整区域内地区計画運用指針(以下、「運用指針」という。)の9ページに記載してある「地区計画の類型別運用基準（工業系）」の対象地区の条件に適合する概ねの位置を示したものである。なお、産業拠点は、運用指針の2ページに記載してある工業としての土地利用を図るべき地区で、都市計画法第18条の2第1項に基づく「一宮市都市計画に関する基本的な方針」において位置づけており、概ねの位置を指すものである。

市街化調整区域内地区計画

対象地区参考図（地域振興系）

凡例

	産業拠点
	I.C 2km圏
	I.C 1km圏
	I.C
	都市計画道路 整備済(R5.12.31現在)
	都市計画道路 未整備(R5.12.31現在)
	幹線道路 整備済(R5.12.31現在)
	幹線道路 未整備(R5.12.31現在)
	市街化区域
	鉄道



(注) この図は、市街化調整区域内地区計画運用指針(以下、「運用指針」という。)の10ページに記載してある「地区計画の類型別運用基準(地域振興系)」の対象地区の条件に適合する概ねの位置を示したものである。なお、産業拠点は、運用指針の2ページに記載してある地域振興としての土地利用を図るべき地区で、都市計画法第18条の2第1項に基づく「一宮市都市計画に関する基本的な方針」において位置づけており、概ねの位置を指すものである。